

小・中学生をお持ちの保護者のみなさまへ

# 学校給食費支援金のお知らせ

本町の教育行政並びに学校給食の運営につきまして、皆様のご理解とご協力に対し心より感謝申し上げます。

さて、町では新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する学校給食費について、町で全額支援し保護者からは徴収しないこととしました。

今後子どもたちの命を守ることを第一とし、引き続き感染症予防対策に注力してまいります。保護者の皆様には趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

## －五城目町学校給食費支援金交付要綱はこちら－

### 支援対象者

支援金の交付を受けることができる者は、五城目町に住所を有する次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 五城目小学校及び五城目第一中学校に在籍している児童等の保護者
- (2) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童等の保護者
- (3) 五城目町立学校以外の小学校又は中学校に在籍している児童等の保護者
- (4) その他、町長が特に交付することが適当と認めた児童等の保護者

### 支援金の額

支援金の額は、学校給食法の規定に基づく保護者が負担すべき学校給食に要する経費の令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する額とします。

ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、支援金の額から当該給付額に相当する額を除くものとします。

### 申請方法

支援金の交付を受けようとする支援対象者の(1)に該当する保護者の方は、申請書を町立学校の校長を経由し、町長に提出してください。**(申請書は、学校から配布されます。)**

なお、支援対象者の(2)～(4)に該当する保護者の方は、申請書を五城目町役場学校教育課で入手していただくか、4月1日以降に町ホームページからダウンロードして、ご記入の上学校教育課に提出をお願いします。

## －(2)～(4)に該当する保護者の申請書類はこちら－

《お問い合わせ先》 五城目町教育委員会 学校教育課 TEL:018-852-5372

受付時間 平日のみ 午前9時00分から午後5時00分まで